

「遺産分割協議書」や「遺言書」がなく、 相続人全員で請求される場合

【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

1. 戸籍謄本・除籍謄本

※ 被相続人様のお生まれの時から
お亡くなりになられた時までの連
続したものがが必要です。
(P.2をご参照下さい)

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 法定相続情報証明制度を利用されている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。その場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。
- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

【相続人様の関係書類等】

1. 印鑑証明書

(相続人様全員、
発行後6ヶ月以内のもの)

- 市区町村の役所・役場で発行します。
- 相続人様が未成年の場合は法定代理人(親権者等)の印鑑証明書をご提出ください。
- すべて原本をご提出ください。原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

2. 戸籍謄本

(相続人様全員)

- 法定相続情報証明制度を利用されている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。その場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。
- 相続人であることが確認できる全ての戸籍謄本あるいは除籍謄本が必要です。
 - ※ 以下に該当される方は不要です。
 - ① 被相続人様と同じ戸籍の方
 - ② 婚姻等により被相続人様の戸籍から除籍された方で、除籍時から現在まで姓(名字)に変更が無い方(P.3をご参照下さい)
- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

3. 相続預金払戻依頼書

- 相続人様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押し印ください。

4. 預金を受取られる方の実印

5. 名義変更される場合は新届出印

6. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。